告示

○農林水産省告示第千六十九号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法第五十八条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣が定める書類（平成二十四年五月二十九日農林水産省告示第千四百四十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

題名中「第五十八条第二項」を「第六十八条第二項」に改める。

本則中「第五十八条第二項」を「第六十八条第二項」に、「第五十七条第一項」を「第六十七条第一項」に改める。

○経済産業省告示第百一号

一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十六号）別表第一の規定に基づき、一般ガス事業供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十六年経済産業省告示第七十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月三十日から施行する。

平成二十七年五月七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

第一項中「2,666,348,000円」を「2,605,582,000円」に、「515,669,711,000円」を「520,972,020,000円」に改め、第二項イ中「10,442,157,000円」を「10,445,732,000円」に、「62,560,198,000円」を「60,156,902,000円」に改め、同項ロ中「11,526,417,000円」を「11,330,679,000円」に、「269,278,239,000円」を「269,380,739,000円」に改め、第三項中「10円」を「9円」に改め、第四項中「266立方メートル」を「263立方メートル」に改め、第五項を次のように改める。

5　事業報酬率の算定に用いる値

・自己資本報酬率

年度	19	20	21	22	23	24	25	19～25平均
全産業自己資本利益率	8.75	4.52	4.87	6.86	5.01	6.00	8.96	
公社債利回り実績値	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	
自己資本報酬率適用率（β値：0.4）	4.51	2.74	2.79	3.45	2.65	2.89	4.00	3.29 (A)

（事業者の経営状況を反映するための年限　7年）

・他人資本報酬率

平均実績有利子負債利子率(B)	1.65
平均実績有利子負債利子率(B)（格付格差（0.19%）補正後）	1.84

・（参考）事業報酬率（(A)×35%＋(B)×65%）

需要家数30万戸以上の事業者	2.22
需要家数30万戸未満の事業者	2.35

○経済産業省告示第百二号

簡易ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第四十四号）別表第三の第二表の備（平成二十六年経済産業大臣が別に告示する値（平成二十六年経済産業省告示第九十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年五月七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

第十二項中「2.38パーセント」を「2.35パーセント」に改める。

○環境省告示第七号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法第五十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の経済産業大臣及び環境大臣が定める書類（平成二十四年経済産業省告示第八号）を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年五月七日

経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

題名中「第五十九条第二項」を「第六十九条第二項」に改める。

本則各号列記以外の部分中「第五十九条第二項」を「第六十九条第二項」に、「第五十九条第一項」を「第六十七条第二項」に改め、本則第二号中「第五十九条第二項第一号」を「第六十九条第二項第一号」に改め、本則第三号中「第五十九条第二項第三号」を「第六十九条第二項第三号」に改め、本則第四号イ中「第六十九条第一項第四号」を「第六十九条第一項第四号」に、「第五十九条第二項第四号」を「第六十九条第二項第四号」に改め、本則第四号中「第五十九条第二項第五号」を「第六十九条第二項第五号」に改め、本則第五号中「第五十九条第二項第六号」を「第六十九条第二項第六号」に改め、本則第六号中「第六十九条第二項第七号」を「第六十九条第二項第七号」に改める。

官庁報告

国家試験

平成27年普及指導員資格試験（公告）

農業改良助長法施行規則（平成17年農林水産省令第4号。以下「施行規則」という。）第6条の規定に基づき、平成27年において実施する普及指導員資格試験（以下「試験」という。）に関し、次のように公告する。

平成27年5月7日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

1　試験方法

試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、次に掲げる方法により行う。なお、口述試験は、書類審査及び筆記試験に合格した者に対して実施する。

(1)　書類審査

施行規則第7条の規定により提出された業績報告書に記載された農業又は家政（以下「農業等」という。）に関する実務経験について、それが普及指導活動に必要な技能を習得することができるものであるか否かの判定を行う。

(2)　筆記試験

次に掲げる課題について行う。

ア　審査課題ア

次表の左欄に掲げる項目について、農業等に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

イ　審査課題イ

次表の右欄に掲げる項目のうちから受験者が1項目を選択して受験するものであって、農業等に関する高度かつ専門的な技術に関する知識及びその応用能力の有無を判定する内容のもの